

平成27年 9 月 7 日提出

熊本市教育委員会組織条例の制定について

熊本市教育委員会組織条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市教育委員会組織条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、熊本市教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する場合においては、この条例中「教育長及び5人」とあるのは「6人」と読み替えるものとする。

（提出理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、熊本市教育委員会の組織について定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。